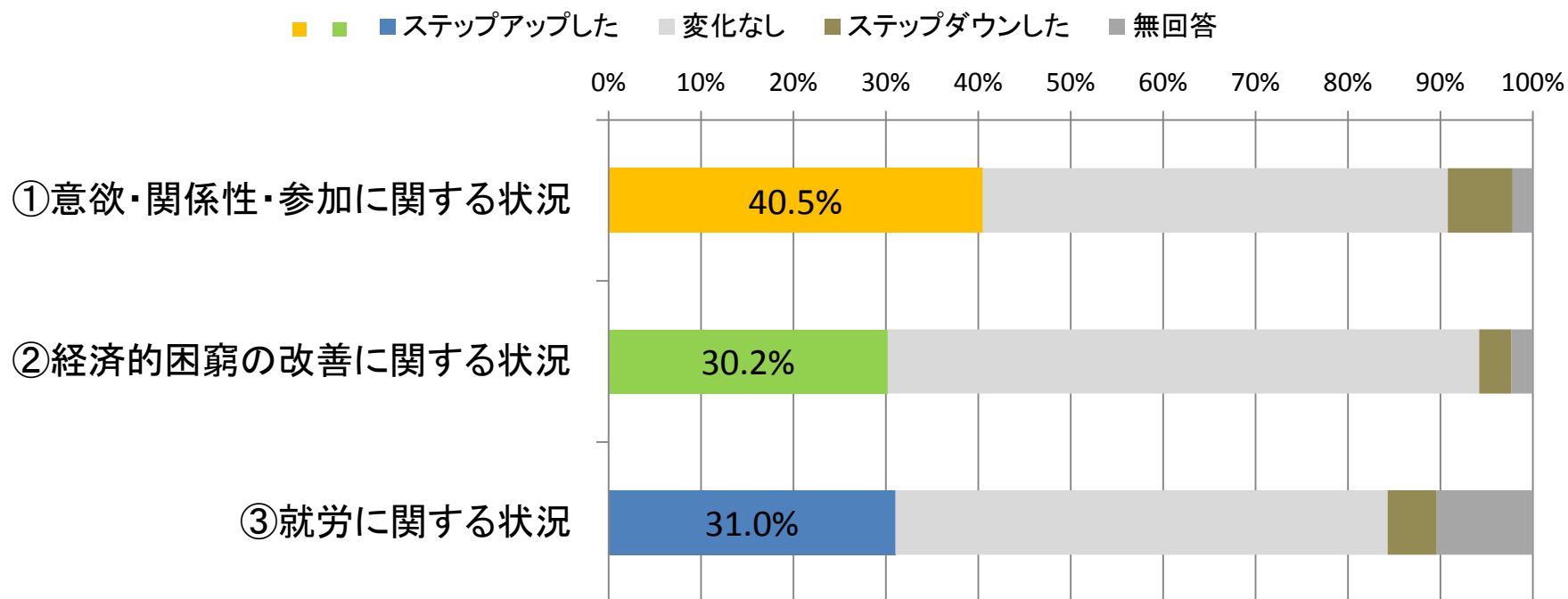


前回までの検討会における 指摘事項に関して

支援当初3ヶ月のステップアップ状況について

- 平成28年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、支援当初約3ヶ月（初回チェック時から第2回チェック時まで）でのステップアップ状況は以下のとおり。
- 「①意欲・関係性・参加に関する状況」では約4割の人でステップアップが見られる。
- 「②経済的困窮の改善に関する状況」、「③就労に関する状況」は、いずれも約3割の人でステップアップが見られる。

新たな評価指標（H28.5新規相談分）における初回と第2回の比較



(出典)新たな評価指標による調査(n=4,410)

参考:「新たな評価指標」による実態把握

- 「新たな評価指標」は、平成28年度から運用している制度評価指標である。
- 年に2つの評価対象群(全国の5月・11月各1か月分の新規相談)を設定し、スクリーニング段階で(1)自立相談支援事業における継続的支援(プラン作成予定を含む)、(2)他機関へのつなぎ、のいずれになるかを把握するとともに、(1)については当初の状態像から、その後の継続的支援を通じた状態像の変化(自立の状況)、(2)についてはつなぎ先となった機関、を調査するもの。
- 平成28年5月分について、(1)における当初の状態像の調査がとりまとまったところ。

H28.5新規相談件数	(1)継続的支援	4,431人	→以下の①~③の項目を把握
19,009件	(2)他機関へのつなぎ	5,278人	

① 意欲・関係性・参加に関する状況 **ステップアップ**

	初回	第2回	第3回	第4回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。				
「自己肯定感」 1 自分を否定し受け入れられない。 2 自分を否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分を否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 4 自分を否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。				
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。				
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。				
(合計)	0	0	0	0

② 経済的困窮の改善に関する状況 **ステップアップ**

1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない 2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない 3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある 4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる
--

初回	第2回	第3回	第4回

③ 就労に関する状況 **ステップアップ**

1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である 2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である 3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中 4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中) 5 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回	第3回	第4回

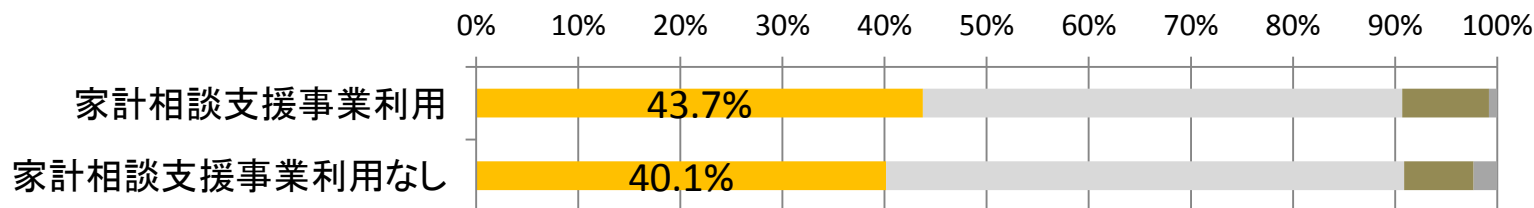
支援当初3ヶ月のステップアップ状況(家計相談支援事業の有無別)

- 「新たな評価指標」の平成28年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、家計相談支援事業の利用の有無別に、支援当初約3ヶ月(初回チェック時から第2回チェック時まで)でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。
- 「②経済的困窮の改善に関する状況」に関して、家計相談支援事業の効果が大きく現れている。

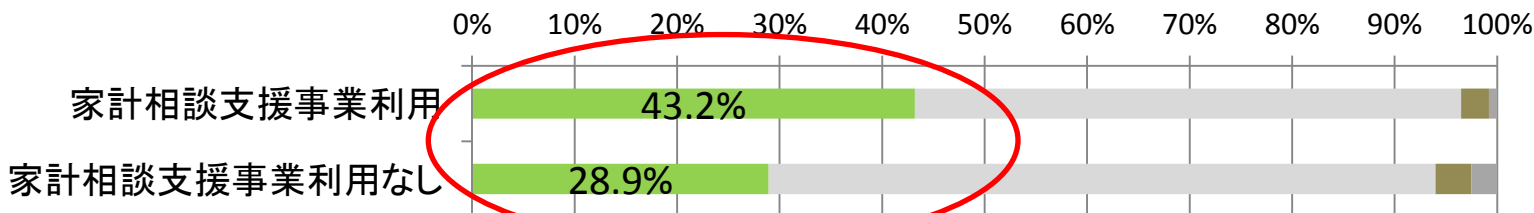
新たな評価指標(H28.5新規相談分)における初回と第2回の比較(家計相談支援事業利用、未利用別)

■ ■ ■ ステップアップした ■ 変化なし ■ ステップダウンした ■ 無回答

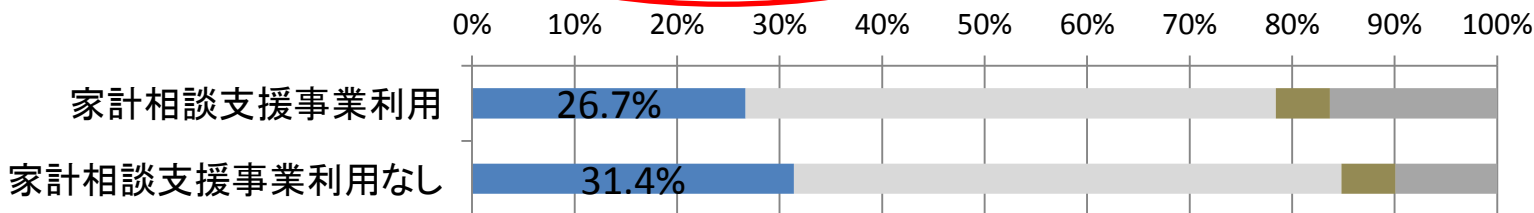
①意欲・
関係性・参加
に関する状況



②経済的困窮
の改善に関する
状況



③就労に
関する状況



家計相談支援事業の効果

- 前ページのデータにおいてステップアップした人が複数出ている自治体に、家計相談支援事業における支援内容をヒアリングしたところ、早い段階から家計相談支援事業の専門性を活かした支援を行っていることがわかる。

ステップアップが見られる自治体の家計相談支援事業

【千葉県柏市】

家計支援が必要な相談者に対して速やかに家計相談支援員が関わり、自立相談支援員と一緒にアセスメント。

【沖縄県】

収入変動がある相談者に対してはキャッシュフロー表の作成支援を、債務を抱えている相談者については連携している弁護士による支援を実施。

【京都府舞鶴市】

家計相談支援員を配置するほか、ファイナンシャルプランナーにも業務委託し、専門的な視点から家計の細かな部分の見直しを含めた家計支援を実施。

【東京都八王子市】

ほとんどの相談者に家計に何らかの問題がある。本人に心理的な壁ができないようにするため、多くの相談者に対し、初期相談や2回目の相談時から家計相談支援員が面談に同席。

【ステップアップした事例】

- 債務整理をはじめとした課題の解決に向けた道筋をつけ、経済的困窮状況が改善するとともに、相談者の自立に向けた意欲が向上している。
- キャッシュフロー表の利用により家計管理が可能となる、債務整理ができる等の経済的困窮状況の改善とともに、意欲的に就職活動ができるようになった。
- 障害年金を受給できることを知り、受給に至った。(本人が知らなかった社会資源を活用できた)

生活福祉資金と家計相談支援事業の連携

- 生活福祉資金の利用に当たり、家計相談支援事業が伴走支援を行って連携している例が見られる。
(考えられる論点)
- **貸付を利用するケースにおいては、家計相談支援事業との連携により効果的な自立支援となるのではないか。**

宮城県東松島市 ※家計相談支援事業委託先:東松島市社協

- 貸付制度の相談に際しては、自立相談支援事業の支援員と家計相談支援員が同席するようにしている。
- 償還が滞った際は、速やかに家計診断等を行い、家計相談の利用に繋げる支援体制をとっている。
- 償還が完了するまで相談者を見守っていくスタンスを前提とした伴走支援を行っている。期間としては、償還開始から、最低6ヵ月～1年程度は必要と見ている。

大阪府箕面市 ※家計相談支援事業委託先:NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝・箕面市社協

- 生活福祉資金に関する相談のうち、生活困窮状態が疑われるケースについては、社協の貸付担当者から自立相談支援機関に連携し、貸付担当者が出来る限り面談に同席している。面談に同席したケースについては、自立相談支援機関から社協へ意見書を提出することにより、支援の見立てや手立ての共有をはかっている。
- 相談者本人には、生活福祉資金の利用と併せて自立相談支援事業や家計相談支援事業の利用を促した上で貸付を利用いただき、償還を含めた生活再建を考えてもらうようにしている。

福岡県北九州市 ※家計相談支援事業委託先:グリーンコープ生協

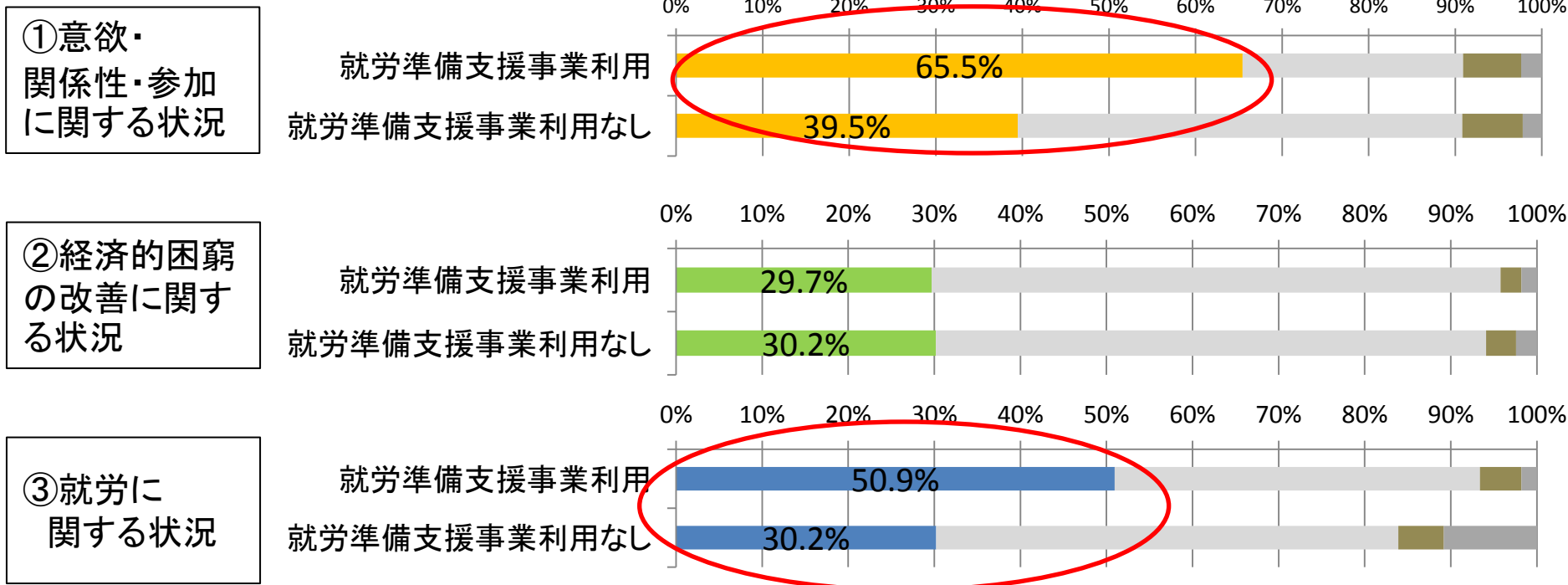
- 貸付あっせん前に最低2回は家計相談(面談)をしている。
- 伴走支援は再面談と電話連絡の2通りを実施。貸付あっせん後、家計に関する他の課題や貸付後の生活に心配が残っている人は再面談し、心配がない場合は電話連絡による状態把握を行っている。支援期間は6ヵ月程度(1年以上もある)。
- 生活そのものを再生するための支援という観点から、償還に関しても、家計相談支援員が自立相談支援員と相談者の情報を共有し、相談者に必要な支援を行っていることが、効果的な支援に繋がっているとの印象。

支援当初3ヶ月のステップアップ状況 (就労準備支援事業の有無別)

- 「新たな評価指標」の平成28年5月新規相談のうちの継続的支援対象者について、就労準備支援事業の利用の有無別に、支援当初約3ヶ月(初回チェック時から第2回チェック時まで)でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。※第4回検討会資料1で示した暫定データの確定版。
- 「①意欲・関係性・参加に関する状況」と「③就労に関する状況」に関して、就労準備支援事業の効果が大きく現れている。

新たな評価指標 (H28.5新規相談分)における初回と第2回の比較 (就労準備支援事業利用、未利用別)

■ ステップアップした ■ 変化なし ■ ステップダウンした ■ 無回答



- 「社会的企業」の定義は様々であるが、生活困窮者自立支援法の認定就労訓練事業ガイドラインにおいては、「一般企業型」と「社会的企業型」の分類を示し、「社会的企業型」については以下のとおり定義。

「生活困窮者への就労機会の提供、地域社会への貢献等の要素が事業所の設立目的に含まれ、就労者(当該事業所において、雇用又は非雇用の形で労働又は訓練を行う者の総称)の中に対象者である生活困窮者が一定割合以上含まれる事業を営営する類型」

- 生活困窮者自立支援法の立案・施行以前から、社会的企業の実践は各地で展開されてきており、法施行に伴い、法定事業との連携も始まっている。

◆企業組合 伊丹市雇用福祉事業団 (前身含め1952年～)

- 創設以降、地元失業者の救済(失業対策事業等)に取り組んできたが、困窮者法施行以後、関係団体が就労準備支援事業の受託や就労訓練事業所の認定を受ける。
- 特に、兵庫県伊丹市・川西市では、認定就労訓練事業を行う事業者に関する随意契約の規程を策定しており、協同組合・企業組合・NPO法人等の関係団体が継続した年間管理業務(公園清掃や緑地管理など)を受注。

◆ワーカーズコープ 博多事業所(1983年～)

- 病院の清掃業務の請負から開始。以来、食器洗浄や患者送迎等の業務も担い、病院との複合的な業務連携を実現。
- 高齢者や生活困窮者など社会的に孤立しがちな人との接点を持ち、未然に防ぐ目的で、「ゴミ屋敷」の掃除や生活困窮者の転居支援にも取り組んでいる。
- ホームレス支援を行うNPO法人と連携し、就労体験から一般就労まで、ホームレスの人の多様な就労支援を行っている。